



# 金 沢 市 公 報

号外第31号の3

平成23年(2011年)11月30日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
規 則		職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 2
平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則 (職員課)	1	技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 3
職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )	2	

## 規 則

平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第63号

平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(減額改定対象職員となった者の改正条例附則第2項第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第1条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年条例第36号。以下「改正条例」という。)附則第2項第1号の規則で定めるものは、平成23年4月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正条例第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)第21条第1項後段又は第24条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間の全期間が職員(職員の給与に関する条例第26条及び附則第5項に規定する職員を除く。以下同じ。)として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

- (1) 国家公務員
- (2) 他の地方公共団体の公務員
- (3) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者

2 改正条例附則第2項第1号の規則で定める日は、平成23年4月2日(同日から基準日までの期間において新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。))がある場合は当該日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から基準日までの期間における減額改定対象職員(改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。)となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第2項第1号の月数の算定)

第2条 改正条例附則第2項第1号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成23年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。)
- (2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条第2項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、専従休職期間(地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇に関する条例(平成6年条例第62号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。))

以下「育休法」という。)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)、育児短時間勤務等期間(育休法第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び育休法第17条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。)  
又は自己啓発等休業期間(地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。)

- (3) 停職期間(地公法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。)
- (4) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)第24条若しくは職員の服務等に関する条例(平成7年条例第4号)第15条第3項の規定により給与を減額された期間又は地公法第38条の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間
- (5) 職員の給与に関する条例第15条の規定により給与を減額された期間
- (6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間

2 改正条例附則第2項第1号の規則で定める月数は、平成23年4月からこの規則の施行の日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月
- (2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。)であって、その月について支給された給料の額が改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.39を乗じて得た額(以下「附則第2項第1号基礎額」という。)に満たないもの  
(改正条例附則第2項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第3条 改正条例附則第2項第2号の規則で定める者は、平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者(当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第1条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。)以外の者とする。

(端数計算)

第4条 附則第2項第1号基礎額又は改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成22年規則第56号)は、廃止する。

---

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

金 沢 市 長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第64号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「職員」の次に「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)」を加える。

別表第3の2行政職給料表の表中「12,100円」を「12,000円」に、「14,400円」を「14,300円」に改める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

---

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

金 沢 市 長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第65号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規

則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第 7 条の規定による給料に関する規則（平成18年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項中「100分の99.59」を「100分の99.1」に、「100分の99.83」を「100分の99.34」に改める。

附 則

この規則は、平成23年12月 1 日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第66号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 11 第 7 条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年条例第36号）附則第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「次の表」とあるのは、「技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第 3 号）附則別表第 3」とする。

附則別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

附則別表第 3（附則第11項関係）

給料表	職務の級	号給
技能労務職給料表	1 級	1 号給から121号給まで
	2 級	1 号給から84号給まで
	3 級	1 号給から76号給まで
	4 級	1 号給から48号給まで
	5 級	1 号給から32号給まで

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000

11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,200
34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,300
35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,400
36	164,000	217,700	245,900	288,300	334,600
37	165,800	218,800	247,200	289,000	335,800
38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,000
39	169,200	221,400	250,000	290,800	338,200
40	170,900	222,700	251,400	291,800	339,400
41	172,500	223,800	252,600	292,700	340,500
42	173,900	225,000	253,900	293,700	341,700
43	175,300	226,200	255,200	294,700	342,900
44	176,700	227,400	256,500	295,700	344,100
45	178,200	228,600	257,600	296,500	345,100
46	179,600	229,800	258,800	297,400	346,200
47	181,000	231,000	260,000	298,300	347,300
48	182,400	232,200	261,200	299,200	348,400

	49	183,700	233,400	262,500	299,900	349,500
	50	184,900	234,600	263,700	300,700	350,500
	51	186,100	235,800	264,900	301,500	351,500
	52	187,300	237,000	266,000	302,300	352,500
	53	188,400	238,200	267,100	302,900	353,400
	54	189,500	239,200	268,300	303,700	354,300
	55	190,600	240,200	269,500	304,400	355,200
	56	191,700	241,200	270,700	305,100	356,100
	57	192,800	242,300	271,700	305,800	356,900
	58	193,900	243,300	272,800	306,600	357,800
	59	195,000	244,300	273,900	307,400	358,700
	60	196,100	245,300	275,000	308,200	359,600
	61	197,200	246,300	276,100	308,800	360,400
	62	198,100	247,200	277,200	309,500	361,300
	63	199,000	248,100	278,300	310,200	362,200
	64	199,900	249,000	279,400	310,900	363,100
	65	200,600	250,000	280,300	311,400	363,700
	66	201,400	250,800	281,100	312,000	364,300
	67	202,200	251,600	281,900	312,600	364,900
再任	68	203,000	252,400	282,800	313,200	365,500
用職	69	203,600	253,200	283,700	313,800	365,900
員以	70	204,200	253,800	284,500	314,300	
外の	71	204,700	254,400	285,300	314,800	
職員	72	205,300	255,000	286,100	315,300	
	73	205,900	255,300	287,000	315,600	
	74	206,600	255,700	287,800	316,100	
	75	207,300	256,200	288,600	316,600	
	76	208,100	256,700	289,400	317,100	
	77	208,500	257,300	290,000	317,300	
	78	209,200	257,800	290,600	317,700	
	79	209,900	258,300	291,100	318,100	
	80	210,600	258,800	291,500	318,500	
	81	211,300	259,200	292,000	319,000	
	82	212,000	259,500	292,500	319,400	
	83	212,700	259,800	293,000	319,800	
	84	213,400	260,100	293,500	320,200	
	85	214,100	260,300	293,900	320,500	

86	214,800	260,700	294,500	320,900
87	215,500	261,000	295,100	321,300
88	216,200	261,300	295,700	321,700
89	216,800	261,500	296,000	322,000
90	217,400	261,700	296,500	322,400
91	218,000	262,100	297,000	322,800
92	218,600	262,300	297,500	323,200
93	219,100	262,600	297,900	323,400
94	219,600	263,000	298,400	323,800
95	220,100	263,400	298,900	324,200
96	220,600	263,800	299,400	324,600
97	221,200	264,000	299,700	324,900
98	221,700	264,300	300,200	325,300
99	222,200	264,500	300,700	325,700
100	222,700	264,800	301,200	326,100
101	223,300	265,100	301,600	326,400
102	223,900	265,300	302,000	
103	224,500	265,600	302,400	
104	225,100	265,900	302,800	
105	225,500	266,100	303,100	
106	226,000	266,400	303,500	
107	226,500	266,700	303,900	
108	227,000	267,000	304,300	
109	227,200	267,300	304,700	
110	227,600	267,600	305,100	
111	228,100	267,900	305,500	
112	228,600	268,200	305,900	
113	229,100	268,400	306,100	
114	229,600	268,700	306,500	
115	230,100	269,000	306,900	
116	230,600	269,300	307,300	
117	231,000	269,600	307,600	
118	231,400	269,900	308,000	
119	231,800	270,200	308,400	
120	232,200	270,500	308,800	
121	232,600	270,600	309,000	
122		270,900	309,400	
123		271,200	309,800	

	124		271,500	310,200		
	125		271,600	310,400		
	126		271,900	310,800		
	127		272,200	311,200		
	128		272,500	311,600		
	129		272,600	311,800		
	130		272,900	312,200		
	131		273,200	312,600		
	132		273,500	313,000		
	133		273,600	313,200		
	134		273,900			
	135		274,200			
	136		274,500			
	137		274,600			
再任 用職 員		191,700	202,900	225,000	246,200	277,900

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

平成23年(2011年)11月30日 印刷  
平成23年(2011年)11月30日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄